

# 石綿作業主任者技能講習

## 臨時開催のご案内【栃木労働局長登録番号第 165 号】

- 主 催 建設業労働災害防止協会栃木県支部（建災防栃木県支部）
- 開 催 日 令和 8 年 2 月 2 日（月）、3 日（火） 9 時～16 時 30 分
- 会 場 鹿沼市職業訓練センター（鹿沼市上石川 1465-4）
- 定 員 50 名（定員になり次第〆切）
- 受 講 料 14,300 円（税込）【内訳：受講料 11,600 円 テキスト代等 2,700 円】
- 申 込 期 限 令和 8 年 1 月 19 日（月）※受講申込書必着
- 申 込 方 法
  1. まずはお電話(028-639-3133)でご予約ください。【随時受付中】
  2. 受講料を事前に下記口座にお振込みください。

足利銀行 本店 普通 1406964  
建設業労働災害防止協会栃木県支部
  3. 別紙の受講申込書と振込みの控え（コピー）を下記宛て郵送してください。  
【〒321-0933 宇都宮市築瀬町 1958-1 建災防栃木県支部 宛】
  4. 受講票を後日送付しますので、当日ご持参ください。

※受講料の振込み払いについては、インボイス制度に対応した「明細付き領収書」にて発行し、返送いたします。

# 作業主任者技能講習受講申込書

講習日	月	日
-----	---	---

受講を希望する番号に○印をつけてください。								写 真	
1. 地山の掘削及び土止め支保工 2. 型枠支保工の組立て等 3. 足場の組立て等 4. 建築物等の鉄骨の組立て等 5. 木造建築物の組立て等 6. コンクリート造の工作物の解体等 7. 石綿 8. 特定化学物質及び四アルキル鉛等								3 cm×2.4cm 2枚 正面・無帽 無背景・上三分身 (1枚貼付 (1枚クリップ留め)	
■人材開発支援助成金の利用 (有・無)									
助成金を利用する方は雇用保険適用事業所番号と保険料率を下記に記入してください。									
事業所番号								保険料率	1000分の

注) ★ の欄は必ず本人が記入してください。

★ふりがな 氏名					★ 生年 月日	S H	年	月	日		
併記を希望する場合の旧姓 又は通称(要確認書類)					(満)歳						
★現住所	〒 _____				TEL	-	-				
					携帯電話	-	-				
勤務先事業所名					TEL	-	-				
勤務先所在地	〒 _____				FAX	-	-				
★受講資格に必要な学歴(裏面参照) 下記の作業経験年数が2年以上3年未満の方のみ記入してください。 ※その際は卒業証明書等のコピーを添付してください。					高等学校	科					
作業経験年数の 事業主証明欄 (上記の種目7.8について は記入不要)		当該作業 経験年数	S H R	年	月	～	S H R	年	月まで(	年	ヶ月)
↑※下記申込月を含めないこと											
上記のとおり当該作業経験年数に相違ないことを証明します。											
所 在 地 〒 _____											
事 業 所 名						TEL	-	-			
代表者職氏名						FAX	-	-			
(印)											

申込日	令和 年 月 日
-----	----------

- 記入していただいた各項目は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
- 旧姓又は通称併記希望者は、戸籍抄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる書類のコピーを添付してください。尚、本籍地の記載はマスキング(黒塗り)してください。
- 受講対象者の年齢は満18歳以上とします。
- 受講料は、当日欠席の場合は返還できません。
- 遅刻をされますと受講できませんのでご注意ください。(時間厳守)

■記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があつても異議申し立てはいたしません。

建設業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

◎実施 管理者		◎受付 担当者		★申込者 (受講者本人)		◎受付 番号
------------	--	------------	--	-----------------	--	-----------

◎欄は記入不要です。

※訂正箇所には訂正印を押してください。(修正液等不可)

## 受講資格一覧表

地山の掘削 及び 土止め支保工	<p>① 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者</p> <p>③ その他厚生労働大臣が定める者</p>
型枠支保工の組立て等	<p>① 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者</p> <p>③ その他厚生労働大臣が定める者</p>
足場の組立て等	<p>① 足場の組立て、解体又は変更に関する<u>作業に満18歳以上となってから3年以上従事した経験</u>を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者</p> <p>③ その他厚生労働大臣が定める者</p>
建築物等の鉄骨の組立て等	<p>① 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（次号において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者</p> <p>③ その他厚生労働大臣が定める者</p>
木造建築物の組立て等	<p>① 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（次号において「構造部材の組立て作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者</p> <p>③ その他厚生労働大臣が定める者</p>
コンクリート造の工作物の解体等	<p>① コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（次号において「工作物の解体等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者</p> <p>③ その他厚生労働大臣が定める者</p>
石綿	
特定化学物質及び 四アルキル鉛等	受講するための必要な資格はなし（但し、受講対象者の年齢は満18歳以上とする）